

令和2年度第11回富山市農業委員会総会（月次）議事録

1. 日 時 令和3年2月5日（金）
午後1時30分～午後2時22分
2. 場 所 富山市役所 東館8階 大会議室
3. 出席委員 20人
会 長 23番 才木 隆雄
会長代理 24番 宮田 好一 14番 島田 一郎
委 員 1番 大場 忠勝 2番 大橋 芳信
3番 大浦 清貴 4番 山崎 巖
5番 若林 勉 6番 福山 英則
7番 仲田 茂男 9番 菊 正士
11番 金田 修一 12番 金木 洋子
13番 高瀬 昌弘 15番 熊本 孝信
16番 中島 潔 17番 茶木 俊一
18番 五十嵐英夫 20番 中井 義則
21番 奥野 健一
4. 欠席委員 8番 北森 正誠 10番 渡辺 正志
22番 高瀬 豊信
5. 議 題 議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第54号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に
ついて
議案第55号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規
定による農用地利用集積計画の決定について
議案第56号 非農地証明書の交付について
議案第57号 農地法第3条第2項第5号に規定する下限面
積（別段の面積の設定）について
報告事項第42号 農地法第3条の3の規定による受理につ
いて
報告事項第43号 農地法第4条第1項第8号及び第5条第
1項第7号の規定による受理について
報告事項第44号 農地法第18条第6項の規定による通知
について
報告事項第45号 農地法第4条第1項及び第5条第1項の
規定による許可の取消しについて

議 事

事務局 本日の月次総会につきましては、8番北森委員、10番渡辺委員、22番高瀬委員から欠席届があり、出席委員数は20名でございます。

「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による開催要件、在任委員数23名の過半数に達していることから、本総会が成立していることをご報告いたします。

会長 それでは、ただ今より令和2年度第11回富山市農業委員会月次総会を開催します。

本日は、議案5件、報告事項4件がございます。

本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。

(委員一同 異議なし)

会長 それでは、私の方から指名させていただきます。13番高瀬委員、14番島田委員、両委員にお願いしたいと思います。

会長 それでは、議案の審議に入ります。

議案第53号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

なお、3ページ6番は、●●委員に関する事項でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、議事参与の制限を受けます。

事務局 議案第53号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。議案書は1ページから3ページまでです。

今回の申請件数は6件で、申請面積は16,781.00㎡です。

許可基準についてですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件について、申請書類においては、各要件を満たしています。

申請理由及び権利の種類についてご説明します。2ページをご覧ください。

1番は、経営の縮小により、所有権を移転するものです。

2番は、親から子への贈与により、所有権を移転するものです。

3番は、相手方の要望により、所有権を移転するものです。

4番は、相手方の要望により、所有権を移転するものです。

5番は、労働力不足により、所有権を移転するものです。
6番は、労働力不足により、所有権を移転するものです。
以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、6番を除き、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、6番を除き、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、6番を除き、申請どおり「許可」することといたします。

続きまして、6番について、審議いたしますので、●●委員は退室をお願いします。

<●●委員退室>

会 長 それでは、6番について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

特にご意見、ご質問等がないようですので、6番について、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、6番について、申請どおり「許可」することといたします。

●●委員は入室をお願いします。

<●●委員入室>

会 長 改めまして、議案第53号農地法第3条の規定による許可申請については、全件、申請どおり「許可」することといたします。

続きまして、議案第54号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第54号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書は4ページから9ページまでです。4条が0件、5条が13件、面積は13,035㎡です。申請内容についてご説明いたします。「位置図及び許可基準」を併せてご覧ください。

5ページの5条申請1番は、農業用施設で乾燥調製施設を建築する計画であります。申請人は、近隣農地を集積し大規模農家として営農されております。事業拡大のため、食糧用とは別に加工米用の種籾を製造し、多用途米作りも始められたく、新たに乾燥調製施設を建築するものです。申請地は、すでに土盛り整地してあることから始末書の添付がございます。申請地より半径500mの範囲の中に、小学校、地区センターがあり、接道する道路には上下水道管が敷設されていることから、農地種別は第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

2番は児童福祉施設を建築する計画であります。申請地区周辺には、障がい児のための福祉施設が存在しておらず、近隣小学校に通学している障がいのある子どもたちの放課後の安全を考え、放課後等デイサービス事業を行うものです。各小学校からおおむね1km圏内である申請地を選定されたものです。申請地は、10ヘクタールに満たない農地の集団規模に属する農地で第2種農地となり、許可の基準は「代替可能性なし」を適用しております。

3番は一般住宅で建築済みであります。都市計画法施行以前である昭和37年10月頃に建築されたものです。結婚を機に、隣地の本家から独立するにあたり、住宅を新築しておられ、今回これを是正するものです。当時は、実家の援助を受けながらの生活で、本家に隣接する申請地を選定されたとのこと。申請書には始末書の添付がございます。申請地は、駅から半径500m以内の区域内にあり、その区域内に占める宅地化の割合により、市街化傾向と見込める第2種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

4番は一般住宅を建築する計画であります。実家との相互扶助のため実家の隣接地を選定されたものです。申請地は、以前に小規模工場で転用許可を受けておりますが、その計画が中止となったため、当時の許可を取消し、新たに申請するものです。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「集

落接続」を適用しております。

5番は分家住宅を建築する計画であります。実家との相互扶助のため、実家に可能な限り近い申請地を選定されたものです。農業用資材や農機具を収納する物置をすでに設置しておられ、始末書の添付がございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

6番は神社の駐車場を整備する計画であります。年末年始の参拝や、祭礼行事、また清掃活動や草刈り等の町内行事の際に、市道に路上駐車している現状を解決するため計画されたものであります。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「既存地拡張」を適用しております。

7番は駐車場を整備する計画であります。既存の住宅敷地が手狭であり、現在、自家用車を路上にはみ出して駐車おられ、安全性の面で、周辺の方から是正の要望があり、住宅の向かい側に駐車場を確保するものです。申請地は、10ヘクタールに満たない農地の集団規模に属する農地で第2種農地となり、許可の基準は「代替可能性なし」を適用しております。

8番は資材置場及び植林の計画であります。申請人は、林業・造園業を営んでおり、事業の懸念事項であった資材置場、作業スペースの確保、その作業音に対する周囲への影響への懸念も解決可能な場所であるため、申請地を選定されたものです。事業の利益率の向上、顧客からの要望に応じるため、新たに資材置場を設けると共に、一部に植林を実施するものです。植林については、同業者育成のための練習場、また薪販売のための材料として利用する計画です。なお、申請地は、すでに杉の木が林立している箇所もあり、順次伐採、加工し、資材として利用するものです。申請書には始末書の添付がございます。申請地は、10ヘクタールに満たない農地の集団規模に属する農地で第2種農地となり、許可の基準は「代替可能性なし」を適用しております。

9番は共同住宅を建築する計画であります。申請地から300m圏内に、小学校、こども園、地区センター等があり、子育て環境に恵まれており、また近隣の共同住宅もほぼ満室状態が続いていることから、需要を見込み選定されたものです。申請地より半径500mの範囲の中に、小学校、こども園があり、接道する道路には上下水道管が敷設されていることから、農地種別は第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

10番は一般住宅を建築する計画であります。申請地は、スーパーやドラッグストア等、生活環境が整っており、また実家との

相互扶助のため実家に近い申請地を選定されたものです。申請地は、都市計画区域の用途区域内にある農地で第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

11番は一般住宅を建築する計画であります。実家との相互扶助のため実家にできる限り近い申請地を選定されたものであります。申請地より半径500mの範囲の中に保育所、小学校があり、接道する道路には上下水道管が敷設されていることから、農地種別は第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

12番はコンビニエンスストアを建築する計画であります。申請地は、国道と県道が交差する角地にあり、両路線ともに長距離ドライバーの通行が見込まれますが、国道においては、西インターチェンジより大型車が休憩できる施設が少なく、今後予定されている国道の延伸により交通量の増加も見込めること、近くに学校、集落があるといった立地環境が良いことから計画されたものです。店舗内にイートインスペースを設け、休憩所として利用できる形態をとるものです。なお、隣接する宅地と一体で利用されますが、その住宅敷地が農地にかかっていたことから、始末書の添付がございます。申請地は、土地改良事業実施区域内農地で良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は、国道、県道の沿道の区域での「流通業務施設、休憩所、給油所その他これらに類する施設」を適用しております。

13番は、建築条件付分譲宅地の計画であります。申請地は、鉄道の駅から300m圏内であり、また小学校や保育園が近く、子育てや通勤、通学に条件のそろった利便性の高い土地であり、高い需要が見込まれることから申請地を選定されたものです。6区画の分譲宅地となりますが、最終的に販売することができない残余の区画は、申請人が住宅を建築し、建売住宅として販売することとなります。申請地は、半径300mの範囲の中に鉄道の駅がある公共施設整備済区域で第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(各担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、許可相当とするこ

とにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第54号農地法第5条第1項の規定による許可申請については、全件、許可相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きまして、議案第55号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。

なお、18ページの62番から65番は、〇〇委員の同居の親族が代表を務める法人に関する事項でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、議事参与の制限を受けません。

事 務 局 議案第55号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。議案書のページは、10ページから21ページです。

今回は88件の貸し手から申し出があり、契約期間は1～2年が3件、3～5年が26件、6～9年が18件、10年以上が41件です。設定面積は、523,666.00㎡です。

12ページ1番から15ページ26番までは、農地中間管理機構を通すものであります。15ページ27番から21ページ87番が相対であります。

今月は新規農家が1件あります

79番、80番は、(株)■■■■■■■■■■が法人を閉鎖することになり、法人代表者が個人農家として参入するものです。

また、農機具等については法人の際に使用していたものを活用します。

以上、農用地利用集積計画の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事などの各要件を満たしています。

以上でございます。

会 長 それでは、ただ今、説明がありました農用地利用集積計画について、62番から65番を除き、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、62番から65番を除き、異議については、ないものといたします。

続きまして、62番から65番について、審議いたしますので、〇〇委員は退室をお願いします。

<〇〇委員退室>

会 長 それでは、62番から65番について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、62番から65番について、異議はないものといたします。

〇〇委員は入室をお願いします。

<〇〇委員入室>

会 長 改めまして、議案第55号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、ご異議なしと認め、原案通り決定いたします。

会 長 続きまして、議案第56号非農地証明書の交付について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第56号非農地証明書の交付についてご説明いたします。議案書のページは、22ページから23ページです。

耕作されなくなってから相当年数が経過しており、山林化していることから、農地として復元し、利用することは困難であると現地を確認してまいりました。

以上でございます。

会 長 それでは、ただ今、説明がありました非農地証明書の交付について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、非農地証明書の交付について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第56号非農地証明書の交付について、ご異議なしと認め、交付することといたします。

続きまして、議案第57号農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積（別段の面積の設定）について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第57号農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積（別段の面積の設定）についてご説明いたします。議案書のページは、24ページです。

本日配付しました資料と併せてご覧下さい。

農地法第3条の許可要件の1つである「下限面積要件」について、富山市では、大沢野地域の下夕地区・小羽地区、大山地域の大庄地区を除く全域、八尾地域の杉原地区及び保内地区の一部を除く全域、婦中地域の音川地区、山田・細入地域の全域において、10aに緩和しております。

この『別段の面積』につきましては、設定の有無にかかわらず、毎年農業委員会において審議し、決定することが求められております。

資料1ページをご覧ください。

この『別段の面積』について、富山市の設定の考え方としまして、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の基本的な考え方にもありますように、富山市は、平坦地と中山間地が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進していかなければなりません。

特に中山間地では遊休農地の発生が懸念されることから、その発生拡大防止に努めていく方策として『別段の面積』を設定するものあります。

その設定根拠としましては、農地法施行規則第17条の第2項の

① 耕作などがなされないと見込まれる農地が相当程度存在し

ていること

かつ、

② これまで新規就農者などの参入による農地の利用が『別段の面積』を定める区域内及びその周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じていないこと

を採用し、農地の保全と有効利用に、新規就農の促進が不可欠であると判断した中山間地域内において『別段の面積』を定めております。

この「中山間地域」につきましては、資料2ページの、富山県が“中山間地域と定義している「山村振興地域」や「特定農山村地域」の指定区域”の範囲内、地図では富山市の白色以外の色のついている部分であります。

設定区域につきましては、3ページの地図の赤線の南側部分(下部分)が『別段の面積』を設定している区域(中山間地等直接支払のある地域を基準としている)で、この区域につきましては、平成21年の設定以降、変更は行っておりません。

資料1ページにお戻りください。

「3 令和3年の『別段の面積』の設定について」です。

事務局といたしましては、平成30年度には中山間地域以外の平地にも「別段の面積」を設定するよう要望も一部の住民の方からありましたが、富山市としての基本的な考え方に変更はないため、設定の面積及び区域については従来どおりと考えております。

以上でございます。

会 長 　ただ今、事務局より説明がありました、農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積(別段の面積の設定)について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 　特にご意見、ご質問等がないようですので、農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積(別段の面積の設定)について、原案通りとすることにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 　異議なしとのことでありますので、議案第57号農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積(別段の面積の設定)について、原案通り決定いたします。

会 長 　続きまして、報告事項に入ります。
報告事項第42号 農地法第3条の3の規定による受理につい

て

報告事項第43号 農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による受理について

報告事項第44号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告事項第45号 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可の取消しについて

事務局から一括して説明をお願いいたします。

事務局 報告事項第42号農地法第3条の3の規定による受理について、ご報告します。議案書は25ページから26ページです。

今回の受理件数は8件で、すべて相続により所有権を取得したものであります。農業委員会へのあっせんの希望は、ありませんでした。

報告事項第43号農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による受理について、ご報告いたします。

議案書のページは27ページから33ページまでです。

今回の受理件数は、4条が2件、5条が14件、合わせて16件、面積は合わせて9,568.55㎡となっております。内容、転用目的についてはご覧のとおりです。一部内容についてご説明いたします。

なお、事業面積が1000㎡以上で、都市計画法上の開発許可と同日で受理する予定のものは、29ページ2番、31ページ11番、32ページ13番です。

報告事項第44号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について、ご報告いたします。議案書は、34ページから40ページです。

解約件数は19件で、解約面積は72,421.00㎡です。今回の解約に関連する議案及び解約理由は、備考欄記載のとおりです。

報告事項第45号農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項の規定による許可の取消しについてご報告いたします。議案書のページは41ページです。

4条の1番については、平成16年4月9日付で、小規模工場の目的で転用許可しましたが、議案第54号6ページの4番で説明したとおり、計画が中止となり転用目的が変更となったため取消しされたものです。

5条の1番については、平成27年3月2日付で、駐車場の目的で転用許可しましたが、計画が中止となったため取消しされたものです。

以上でございます。

会 長 　ただ今、説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

会 長 　特に何もないようですので、これもちまして、2. 議案・報告事項の議案審議を終了します。3. 事務連絡等について、事務局より説明をお願いします。

それでは本日はこれにて終了とさせていただきます。本日は、ありがとうございました。